

【6】果樹公園に関すること

No	意見の概要	町の考え方
326	果樹公園は貴重な緑であり、町民の財産である。他に未利用地があり、その活用や費用が不明確である。	未利用地の方向性については、公共施設再配置・町有地有効活用実施計画にお示ししています。
327	果樹園は神奈川県所有とあるが、現状の管理は、神奈川県か。職員も神奈川県職員か。	神奈川県が所有しており、果樹公園として町が借地し管理しています。
328	神奈川県からの予定用地取得費が不明。	用地取得のための想定費用は、財源計画にお示ししています。
329	行政職の責務は地域住民の利益と自然環境の保全？自然の果樹公園を保存	果樹公園は新庁舎建設用地としますが、周辺の外構部分については、憩いの空間として広場等をできるだけ残してまいります。また、県の天然記念物であるナシ・モモの原木群は引き続き県が管理していくことを確認しています。
330	歴史的(果樹研究のメッカと呼ばれた公園)交遊の場、緑保全、大災害時の避難場所が無くなる。保存については1995年(平成7年)12月22日県知事と二宮町長が覚書きをかわしているとの事	【項番329】のとおりです。
331	果樹公園を残してほしい「焼身自殺でもしなければ意見を聞いてくれないのではないか」と議会陳情があり議会は反対多数だったが、その後町長は話し合いの場を設けず町民を見捨てている、計画の規模や悪影響を理解せず大問題。第6次総合計画の3ページに「豊かな自然と心を育み、人から人へつなぐ笑顔の未来」と記しているが果樹公園を潰す計画に多くの町民が悲観しており矛盾どころか真逆。	【項番329】のとおりです。
332	果樹公園をしっかりと残して下さい ①ハザード大である②緊急輸送道路から遠い(公園と共用は危険)③自然破かいは決して戻せない④天然記念物は町も県が登録抹消待っているようだ。	【項番329】のとおりです。
333	果樹公園は二宮の大切な文化遺産です。二宮といえば昔は園芸試験場これは長年の歴史遺産でもあります。これを消滅することは二宮の歴史を消滅するに等しい。	【項番329】のとおりです。
334	二宮の良さは生活に隣接した緑の多さにあり、特に果樹園は二宮の歴史的経緯からも、二宮町にしかない特徴的財産であり、景観面からも保続すべき空間である。一部を残す計画だが、小さすぎる面積で、周りを建物に囲われてしまうと、枯死する可能性がある。	【項番329】のとおりです。
335	原木群(天然記念物)への新庁舎等の弊害。町が「県の管理」と言うが覚書(県知事と二宮町長)で果樹公園と一体的管理、協議を定めている。町は図書館建設で通風、照明(ヨル11時まで)、暗渠排水切断等で邪魔もの扱い早く枯死し天然記念物登録消滅を望んでいる。今回更に3階建て庁舎で果樹木を窮地に追い込む町の姿勢もう「犯罪」の域である。(天然記念物としたとき神戸市長は、果樹研究の聖地とするためと公言している)	【項番329】のとおりです。
336	果樹園は数少ない憩いの場所。果樹園が新庁舎の建設候補地になっていることを知らなかった人が少なからずいます。私も知りませんでした。果樹園は老若男女、誰でも気軽に訪れホッとできる数少ない憩いの場所です。	令和4年2月に策定した新庁舎・駅周辺公共施設再編計画策定時にもパブコメを実施し、令和5年広報5月号、10月号でもお知らせしてまいりました。都市公園である「花の丘公園」とともに憩いの空間としての緑地や芝生広場などはできるだけ残してまいります。
337	果樹園を潰してしまうのはもったいないと思う。	【項番336】のとおりです。
338	町民のだれものぞまない果樹公園の廃止を即時撤回中止してください 果樹公園は、試験場の呼称で町民に長年親しまれてきた歴史的にも重要な場所であり、果樹を中心とした全国でも稀な貴重な公園です。(果樹の公園は調べた限り他に数か所あるのみです。)また、成熟した都市の重要な条件として、防災や市民の健康増進、憩いの場として、町の中心部に都市公園を有することは必須と考えます。(吾妻山公園等とは違い、平坦で高齢者や障害者も利用できることが大前提です。)今は町内外の人々に存在をほとんど認識されてない果樹公園ですが、運営方法次第では観光の拠点や、管理棟の開放により町民の活動の場となり得るポテンシャルを秘めています。神宮外苑の再開発反対運動における主張にもあるように、一度失われた緑は二度と取り戻すことはできません。将来の町を担う子どもたちのためにも、今すぐ計画の見直しをしてください。	【項番336】のとおりです。
339	果樹公園に庁舎反対(県有地を買わないで下さい)小生、議会上に本件主旨の陳情をしたが否決。委員会議長、『これより採決いたします。』次に委員に向って『果樹公園は、町長の公約ですから!!許されることでしょうか?今回パブコメでも陳情の通り、将来無償の公園(県有地)を買って庁舎建てないで下さい。	県からの払い下げについては、目的を問わず有償です。
340	果樹公園への新庁舎を反対している者です。県へ22.3.20以来「売らないで下さい」数通手紙かく(二年半前より)。県有地である公園は920万県民が地主。跡地の県・町交渉打合せ(H7.3.7&H6.5.17)と覚書H7.12.22その精神論。果樹木の保存・緑地保全・災害時避難場所確保。県民に公開を条件に町へ無償貸付した。売買の対象物ではない(将来は、無償)。二宮町議会へ陳情 令和六年五月二十日提出。『果樹公園を新庁舎用地にすることに反対陳情』。委員会議長、古い話はやめて下さい。果樹公園は町長の公約ですから議長にあるまじき暴言…結果、否決。“英断を持って撤回して頂きたい”…と結ぶ。町長および幹部職員へ。果樹公園から撤退“恥ではない”むしろ“英断”。今までの設計・計画すべてが無駄ではない。勉強になったはず。過去の設計費用と今後の設計費用の総額よりも県有地(公園)購入の3.3億円減、二億円以上の節減。何よりも公園が残り、梨・ぶどうら伐採されず。天然記念物の衰退(三階建庁舎による)枯死を防ぐ。町の庁舎等計画は果樹木らに犯罪行為である。	【項番329、336】のとおりです。
341	公園でない目的であれば、県から有償払い下げとなり、高額のコストを生じる場所。であれば町の土地の活用が、災害対策費用を投じたとしても償却はできるし、長期的には町民への負担は少ないのではないのか?町の土地を利用しないということにどう考えているのか、聴かせて欲しい。土地を有償取得することでのメリットや、そこに関与する方のメリットがあるのか、教えていただきたい。	県からの払い下げについては、目的を問わず有償です。建設用地の選定については、令和元年の基本構想を策定する際、以前の計画地である町営第一駐車場は洪水浸水想定区域であることから、例え様々な対策をとったとしても万が一のリスクが心配であり不適との声を受け、浸水リスクの無い果樹公園に変更しました。
342	毎日、緑の果樹園を維持メンテされている職員の皆さんはどうなるのでしょうか?暑い日も寒い日も、いつも活動を拝見していて頭が下がります。	ご意見として賜りました。
343	①果樹公園の土地から敷地内への雨水の流れこみがひどいので、排水の仕組みを早急に作り直して頂きたい。果樹公園横の道は、通行人が多いが、雨天時は川のようになり、危険なので、その問題も解決してほしい。 ②果樹公園の入り口付近のフェンスを危険なので直してほしい。 ③果樹公園の青いネットも老朽化が進んでいるので、ネットを貼り替えるか、植樹や石組みなどに作り替えるなどしてほしい。自然が多い、という二宮の良さをぜひ、活かしてほしい。	施工にあたっては、近隣の周辺環境整備に努めてまいります。要望はご意見として賜りました。